

新潟県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

新潟県教育委員会規則第5号

新潟県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会傍聴規則（昭和60年新潟県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 傍聴券は、先着順に10人に限り交付する。ただし、報道関係者、県職員等で<u>教育長</u>が特に必要があると認める者については、傍聴券を交付しないで傍聴を許可することができる。</p> <p>(傍聴することができない者)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育長</u>が会議を傍聴させることが不適當であると認める者</p> <p>(傍聴人の守るべき事項等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 傍聴人が前項の規定に違反したときは、<u>教育長</u>はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。</p> <p>(傍聴の禁止及び退場)</p> <p>第5条 <u>教育長</u>が傍聴の禁止を宣言し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。</p> <p>(<u>教育長</u>の指示)</p> <p>第6条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は、<u>教育長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、<u>教育長</u>が会議にはかつて定める。</p>	<p>(傍聴の手続)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 傍聴券は、先着順に10人に限り交付する。ただし、報道関係者、県職員等で新潟県教育委員会<u>委員長</u>(以下「<u>委員長</u>」という。)が特に必要があると認める者については、傍聴券を交付しないで傍聴を許可することができる。</p> <p>(傍聴することができない者)</p> <p>第3条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>委員長</u>が会議を傍聴させることが不適當であると認める者</p> <p>(傍聴人の守るべき事項等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 傍聴人が前項の規定に違反したときは、<u>委員長</u>はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。</p> <p>(傍聴の禁止及び退場)</p> <p>第5条 <u>委員長</u>が傍聴の禁止を宣言し、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。</p> <p>(<u>委員長</u>の指示)</p> <p>第6条 前2条に規定するもののほか、傍聴人は、<u>委員長</u>の指示に従わなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が会議にはかつて定める。</p>

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合においては、改正前の新潟県教育委員会傍聴規則第2条から第7条までの規定は、なおその効力を有する。